

平成 18年12月 8日
板橋フォーラム実行委員会

公共サービスの民間開放に関する提言

1. 明確な基準づくり（例：下記 仕訳表）と、基準に基づく民間開放
2. モニタリングを通じた区民の目線による指定管理者評価制度の確立
3. 施設だけでなく事務事業等の民間開放の促進
4. 公の施設への管理運営決定過程での区民の参画
5. 施設の閉鎖・廃止という選択肢の追加
区立施設には公立で設立した趣旨と目的とがある。社会や時代の変化に応じて、趣旨に沿わない、あるいは目的達成した施設は閉鎖・廃止も視野に。
6. 区民本位の行政改革の促進
民間と同じコストで民間と同じサービスを提供できないという固定観念の打破。
民間開放はコスト削減だけのツールではないということの確認。
7. 上記1～6に関し、行政と事業者ならびに区民が話し合う場の創出
※既に民間開放（主に指定管理者制度）している施設については、2, 4, 5, 6が該当
また、これから民間開放を検討する施設については、1, 4, 5, 6が該当

公の施設 仕訳表

（参考：静岡県東海市の事例より）

1 アンケートから判明した指定管理者制度の現状と課題

(1) 現状について

指定管理者制度導入前から委託を受けていた法人が指定管理者に移行したケースが多く（特に福祉施設）、また指定管理者は「指定管理者を受けてよかった（81%）」、区側も「特段苦慮していることはない（55%）」、「指定管理者に移行してサービスは向上した（67%）」と概ね順調な反応である。しかし、「社会への貢献度が高いと思った（33%）」と考え指定管理者になったものの、縛りも多く、民間の柔軟な運営に制約が出ている。

また、入館者数等の実績が向上していたり、開館日数や入館料無料日が拡大され、利用者の利便性やサービス度も向上してる施設がある一方、指定管理者に制度導入前の業務委託の延長線のような印象が感じられる面がある。

(2) 具体的な個別の問題点

① 行政と指定管理者の役割分担が不明瞭なところがある。

特に建物や設備の修繕面では、指定管理者側の運営や経費にシワ寄せがきている。

② 委託事業とあまり変わらず規制が強いため自由な事業展開が難しい。

③ トラブルが起きた際、責任の所在が不明確なためスピードのある解決ができてにくい。

④ 金銭的な面

ア) 年度別契約に基づく管理業務経費の清算方式

年度末において収支に残金がある場合、全額区に返還している契約もあり、指定を受けた法人の自主性・自立性に弊害がある。

イ) 指定管理施設の経営にあたって、民間事業者は施設の管理運営経費の他に本社・営業所などの側面支援が必要。しかし自治体は「一般管理費」を認めていない。

(3) 今後予想される問題点（番号は(2)から通し）

⑤ 区側のノウハウの継承

区職員が運営に直接関与しないため、施設の特性に応じた運営ノウハウが区職員の間蓄積されない。

⑥ 指定管理者の契約期間および交代時のサービスの継続等

現状5年という契約が多いが、もし指定管理者が交代した場合、新旧管理者は互いに競争相手であるため、相互のノウハウ継承が問題点となる。利用者のことを考えるとサービス提供者が変わることにより結果的に不利益が生じる恐れがある。

2 改善策の提案（番号は問題点に対応）

①②③ 組織目標や評価基準（区が指定管理者に求めること）を明確にする。

区と指定管理者との役割と責任の分担、または指定管理者の裁量と区の関与の範囲等を明確にする。

各施設の中・長期の修繕計画の策定と査定ならびに予算化

④ 指定管理者の年度毎清算方式の見直し

委託料の残額について繰越金方式もしくは一定額の積立金方式の採用

⑥ 柔軟な期間設定と更新方法の検討

所管課と指定管理者との情報共有と頻繁な情報交換ならびに施設のあり方に対する共通認識を深める。

○共通 さまざまな視点でのモニタリングの実施、評価方法の確立。